

○法務省告示第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり

定める。

「一〇五十八 略」

「別表第一〇別表第十一 略」

別表第十二

一 次のいずれかに該当すること。

イ 公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I

A）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。

(1) アルペンスキー・レベル I

(2) アルペンスキー・レベル II

(3) アルペンスキー・レベル III

(4) アルペンスキー・レベル IV

「ロ 略」

定める。

「一〇五十八 同上」

「別表第一〇別表第十一 同上」

別表第十二

一 次のいずれかに該当すること。

イ 公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I

A）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。

(1) アルペンスキー・ステージ I

(2) アルペンスキー・ステージ II

(3) アルペンスキー・ステージ III

(4) アルペンスキー・ステージ IV

「ロ 同上」

「二・三 略」

「別表第十三～別表第十七 略」

「二・三 同上」

「別表第十三～別表第十七 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。